

個人情報保護法が改正され、令和5年4月1日施行に伴い、生活衛生課医務薬事衛生担当で  
情報公開していた情報について下記のように変更させていただきます。

閲覧できる業種	令和5年3月31日まで	令和5年4月1日以降
薬局	閲覧可	閲覧可
店舗販売業(薬店)	閲覧可	閲覧可
診療所	閲覧可	閲覧可
歯科診療所	閲覧可	閲覧可
助産所	閲覧可	閲覧可
施術所	閲覧可	閲覧不可※
歯科技工所	閲覧可	閲覧不可※
衛生検査所	閲覧可	閲覧不可※

- 薬局、診療所、歯科診療所、助産所については、所管とする薬機法、医療法に行政の情報開示の規定があるため、従来どおりの公開をさせていただきます。
- 薬店については、事業者より承諾をいただいた施設や個人情報に該当しない施設を情報公開させていただきます。
- なお、施術所、歯科技工所、衛生検査所※の情報開示を希望される方は、区政情報コーナーにて情報提供申出書又は情報開示請求をしていただければ、情報開示の対応をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。